

智頭農林高校いじめ防止基本方針の全体図

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条 平成25年法律第71号）

いじめについての基本的な考え方

- 学校は生徒が主体となって、共同的に学び、成長していく場であることから、いじめは人として絶対に許されない行為であるという認識に立つ
- いじめ被害を受けている生徒の気持ちを尊重することを第一義とする。
- いじめは、被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- 学校においてはいじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。
- いじめへの対応については、学校、家庭、地域社会等関係者が一体となって取り組む。

